

奄美大島

ノネコ捕獲で論争 クロウサギ捕食で

毎日新聞 2018年9月22日 08時10分 (最終更新 9月22日 08時10分)

社会一般 > 鹿児島県 > 速報 > 社会 >



林道脇にいた猫。ノネコや野良猫による固有種捕食対策が課題になっている＝奄美大島で、須賀川理撮影

鹿児島県の奄美大島で、環境省が国の特別天然記念物のアマミノクロウサギなどを襲うノネコ（野生化した猫）の捕獲に乗り出したことに、動物愛護団体が異を唱えている。捕獲したノネコは飼い主が見つからなければ殺処分される。「生態系を守るための苦渋の決断」とする環境省と「猫を悪者にしないで」と訴える愛護団体。どちらも動物の命を守るという立場は同じだけに、正解を導くのは容易ではない。【末永麻裕】



林道に姿を見せたアマミノクロウサギ＝奄美大島で、須賀川理撮影

捨てられた飼い猫や野良猫が山中で野生化したのがノネコだ。奄美大島では以前から、絶滅危惧種のアマミノクロウサギやケナガネズミなどを捕食するノネコ対策が課題だった。そこで環境省は「将来にわたって生態系を守るため」として島内に100基のワナを仕掛け、7月からノネコの捕獲を始めた。

これに動物愛護団体などが反発した。8月15日には、ペットの殺処分に反対する公益財団法人「どうぶつ基金」（兵庫）が奄美市に猫の不妊去勢手術専門の「あまみのさくら

ねこ病院」を1年間の期間限定で開院した。

どうぶつ基金の佐上（さがみ）邦久理事長（58）は「ノネコになる前の野良猫に不妊去勢手術を施し繁殖防止に力を入れることで、結果的にノネコは減っていく」と強調。寄付で設置費用や手術費をまかない、月600匹以上の手術を目標に掲げる。

環境省は捕獲したノネコについて「できるだけ飼い主を見つける」としている。ただ飼えなくなって再び捨てられるのを防ぐため、譲渡希望者に住民票や所得証明書提出など一定のハードルを課している。人慣れしていないノネコを飼うのは容易ではなく、これまで捕獲した15匹はすべて譲渡したが、引き受けたのは県外を含まいずれも動物愛護団体だった。

捕獲後、一定期間収容する専用施設の収容数も約50匹と限りがあり、飼い主が見つからなければ最終的には殺処分する方針だ。同省がアマミノクロウサギの生息数について、2003年（推計2000～4800匹）を最後に公表していないことも愛護団体側の疑念を膨らませており、どうぶつ基金などは今月18日、調査と公表などを求める要望書を奄美市などでつくる奄美大島ねこ対策協議会に提出した。

環境省奄美野生生物保護センター自然保護官の早瀬穂奈実さん（25）は「ノネコは増えており、アマミノクロウサギだけでなく他の固有種も襲っている」と理解を求める。

NGO日本自然保護協会（東京）の辻村千尋さん（50）は「生態系本来の姿を守るためには仕方ない」と同省の方針を支持しつつ、「環境省も計画への理解が得られるような説明や努力が必要だ」と指摘。そのうえで「ノネコの問題は人間の責任。安易に飼い猫を捨てない、放し飼いにしないことが飼い主にも求められる」と話した。

島内で最大1200匹か

環境省によると、奄美大島に生息するノネコは推計で600～1200匹、野良猫は5000～1万匹。飼い猫を含めると1万5000匹に上るとみられる。同省の調査では、ノネコのフンからアマミノクロウサギなど固有種の成分が見つかり、山中に仕掛けたカメラにアマミノクロウサギをくわえるノネコの姿が捉えられたこともある。

島の自治体も、野良猫に不妊去勢手術を施したり、飼い主情報が分かるマイクロチップの飼い猫への装着を義務付けたりするなど、対策に乗り出しているが、猫は繁殖力が高く追いつかないのが現状だ。

一方、国は奄美大島を含む鹿児島、沖縄両県の4島について、今夏の世界遺産登録を目指していたが、国連教育科学文化機関（ユネスコ）の諮問機関から5月に登録延期勧告を受けた。その際に絶滅危惧種への更なる対策なども求められた。